

平成16年8月30日

工事入札参加業者各位

新潟市契約課長

工事費内訳書の提出について

予定価格1千万円（税込）以上の工事の入札に際しては、工事費内訳書の提出をお願いしていますが、一部で取り扱いが適正でない例もあることから、下記のとおり運用を統一させていただくこととします。

運用開始は、平成16年9月1日の入札通知、公告案件からといたします。

記

工事費内訳書の運用について

工事費内訳書の提出にあたっては、次の全ての要件に合致させてください。落札業者が、これに違反した場合、入札無効として失格といたします。

入札書の金額と内訳書の工事価格（税別）は、一致させてください。

内訳書は、鉛筆書きではなく、印刷、ボールペン、コピーなどで作成して、社印（共同企業体の場合は代表の社印）を押印してください。

値引きは、工事価格の端数処理（1万円未満）のみとします。

内訳書の内容は、市の設計書と同じ内容（項目）としてください。（全ての項目を網羅してください。ただし、各社の積算の電算の都合上、合計金額の記載場所などが、市と異なる場合は認められます。）